

取引参加者における顧客による不公正取引防止のための売買管理体制の整備に伴う「取引参加者規程」の一部改正等について

平成17年12月6日
株式会社名古屋証券取引所

改正趣旨

昨今のインターネット取引等の非対面取引の増加などを踏まえ、取引参加者における顧客による不公正取引を防止し、もって当取引所及び取引参加者の信用を確保し、公益及び投資者の保護に資するため、取引参加者における売買管理体制の整備に関して、社内規則の制定その他の必要な措置を定めることとし、「取引参加者規程」の一部を改正するとともに、「取引参加者における顧客による不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則」を制定することとする。

改正概要

(備考)

1. 売買時管理体制の整備

取引参加者は、以下の措置を講じることにより、当取引所の市場における有価証券の売買等に関する売買管理体制を整備するものとする。

・取引参加者規程第26条の2

2. 社内規則の制定

取引参加者は、当取引所の市場における有価証券の売買等に係る売買管理に関して、以下の事項について規定した社内規則を定めなければならないこととする。

・取引参加者における顧客による不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則第2条

- (1) 売買管理の業務を担当する部門並びにその権限及び責任に関する事項
- (2) 顧客の売買動向及び売買動機等の的確な把握に関する事項
- (3) 売買管理を行うに当たり参考とすべき情報に関する事項
- (4) 売買審査の対象となる顧客の抽出に関する事項
- (5) 顧客に対して行う売買審査に関する事項
- (6) 売買審査の結果に基づく措置に関する事項
- (7) その他必要と認められる事項

3. 顧客の売買動向及び売買動機等の的確な把握

取引参加者は、適宜、モニタリングを行い、顧客の売買動向及び売買動機等の的確な把握に努めるものとする。

・取引参加者における顧客による不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則第3条

4．売買審査

取引参加者は、当取引所が定める抽出基準に従い、売買審査の対象となる顧客を抽出し、当該顧客が行った取引に関して、当取引所が定める分析項目その他の項目について売買審査を行うものとする。

また、売買審査の結果、不公正取引につながるおそれがあると認識した場合には、当該取引を行った顧客に対して注意の喚起を行い、その後も改善が見られない場合には、当該顧客に対して注文の受託の停止その他の適切な措置を講じなければならないものとする。

5．社内記録の保存

取引参加者は、抽出基準を変更した場合における変更理由並びに売買審査の結果及び顧客に対して講じた措置について社内記録を作成し、5年間保存するものとする。

6．社内規則の見直し等

取引参加者は、売買管理体制に関する社内規則について、役職員に周知徹底し、市場及び取引の実態に応じて売買管理の業務を担当する部門に見直しを行わせるなどにより、その実効性を確保するものとする。

・取引参加者における顧客による不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則第4条

・取引参加者における顧客による不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則第5条

・取引参加者における顧客による不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則第6条

．施行日

平成18年6月1日から施行する。

以 上